

別紙様式

重要事項説明書

記入年月日	2024年7月1日
記入者名	佐々木 菜輝
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) かぶしきがいしやまごころしえんせんたー 株式会社まごころ支援センター		
主たる事務所の所在地	〒 547-0021 大阪市平野区喜連東四丁目1番19号		
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6760-1080／06-6760-1081	
	メールアドレス	magokoro2022.7.16@yahoo.co.jp	
	ホームページアドレス	http:// magokoro.care/	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 高橋 良門		
設立年月日	平成	25年6月21日	
主な実施事業	※別添1（別の実施する介護サービス一覧表） 介護保険事業		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ えんじょい 住宅型有料老人ホーム 苑ジョイ		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの種類	住宅型		
所在地	〒 578-0948 東大阪市菱屋東三丁目2番25号		
主な利用交通手段	近鉄奈良線 若江岩田駅から距離1km（徒歩13分）		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-934-0068／072-934-0068	
	ホームページアドレス	http://	
管理者（職名／氏名）	施設長 / 佐々木 菜輝		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	令和	5年3月1日	

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり		
	賃貸借契約の期間	令和 4年8月1日 ~ 令和						
	面積	816.5 m ²						
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり		
	賃貸借契約の期間	令和 4年8月1日 ~ 令和						
	延床面積	499.9 m ² (うち有料老人ホーム部分)			499.9 m ²			
	竣工日	昭和 41年(平成25年1月29日増築)			用途区分	老人ホーム		
	耐火構造	その他	その他の場合：耐火構造ではない					
	構造	鉄骨造	その他の場合：					
	階数	2 階	(地上	2 階、地階				
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性							
居室の状況	総戸数	19 戸		届出又は登録をした室数			室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積 (※)	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	9.3m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	10.4m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	11.5m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	11.7m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	12.6m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	13.2m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	13.3m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	14.1m ²	
	一般居室個室	×	○	×	×	○	14.4m ²	
(※)面積表示について		トイレ・収納設備等を除く内法面積で表示している						
共用施設	共用トイレ	2 ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			ヶ所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			ヶ所	
	共用浴室	個室	1 ヶ所				ヶ所	
	共用浴室における介護浴槽		ヶ所				ヶ所	
	食堂		1 ヶ所		面積	26.8 m ²		
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし						
	エレベーター	あり (車椅子対応)				1 ヶ所		
	廊下幅	最大	2.5 m		最小	1.4 m		
	汚物処理室	1 ヶ所						
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	なし
	通報? 管理室			通報先から居室までの到着予定時間			10秒~30秒	
その他	なし							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)					
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数	回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	地域の高齢者がいつまでも安心・安全に、しあわせに暮らしていただける『住まい』の提供を念頭に、入居者様には満足、安心して頂けるサービスの提供、ご家族様には自分の親を安心して預けられる住まいの提供を目的としています。	
サービスの提供内容に関する特色	専任スタッフが常駐し、24時間、状況把握・生活相談サービスの提供はもちろん、緊急時の対応も致します。	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	委託	訪問介護 まごころ支援センター
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	委託	医療法人 未来会 みらいクリニック
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	・状況把握サービスの内容：24時間スタッフが常駐し、食事等の機会を利用して、毎日1回以上は安否確認を行う。 ・生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	委託	医療法人 未来会 みらいクリニック
	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）	
虐待防止	①虐待防止に関する責任者は、管理者です。 ②従業員に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。	
身体的拘束	①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1カ月毎行う。） ②経過観察及び記録をする。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④3か月に1回以上、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業員に周知し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。 ⑤身体拘束等の適正化のための指針を整備する。 ⑥介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) ほうもんかいご まごころしえんせんたー 訪問介護 まごころ支援センター
主たる事務所の所在地	東大阪市菱屋東3-2-25
事業者名	(ふりがな) かぶしきがいしやまごころしえんせんたー 株式会社まごころ支援センター
併設内容	訪問介護

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) ほうもんかいご まごころしえんせんたー 訪問介護 まごころ支援センター
主たる事務所の所在地	東大阪市菱屋東3-2-25
事務者名	(ふりがな) かぶしきがいしゃまごころしえんせんたー 株式会社まごころ支援センター
連携内容	訪問介護

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	その他	
	その他の場合： 月2回の往診、救急時の看護、定期の訪問看護	
協力医療機関	名称	医療法人 未来会 みらいクリニック
	住所	東大阪市鴻池本町2-28
	診療科目	内科 精神科 皮膚科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
協力内容		
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	かなえ歯科
	住所	大阪市浪速区日本橋4-15-9 寿ビル2F
	協力内容	訪問診療
	その他の場合：	

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他の場合：		
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	入居時概ね60歳以上。療養管理については要相談。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できない場合、施設規程から逸脱した行為がある場合等	
	解約予告期間	相当な期間	
入居者からの解約予告期間	30日		
体験入居	あり	内容	空室がある場合、1泊食事付 1,430円(税込)
入居定員	19人		
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	生活相談員
生活相談員	10	4	6	管理者、介護職員
直接処遇職員	5	3	2	
介護職員	5	3	2	
看護職員	0	0	0	
機能訓練指導員	0	0	0	
計画作成担当者	0	0	0	
栄養士	0	0	0	
調理員	2	0	2	
事務員	1	1	0	管理者
その他職員	0	0	0	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	2	2	0	
介護福祉士実務者研修修了者	1	1	0	
介護職員初任者研修修了者	2	1	1	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (18 時～9 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	0 人
生活相談員	人	人
	人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり				
	業務に係る資格等		あり		資格等の名称		実務者研修修了者		
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員	計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度 1 年間の採用者数									
前年度 1 年間の退職者数									
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1 年未満				4	3			
	1 年以上								
	3 年未満								
	3 年以上			1		3			
	5 年以上			1	1				
	10 年未満			1	1				
備考									
従業員の健康診断の実施状況			あり						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金 (月払い) の取扱い	あり	
	内容:	1 か月以上不在にする場合、規定の金額を減額します。(家賃と共益費のみ請求いたします。)
利用料金の改定	条件	物価変動、人件費上昇により、2年に1回改訂する場合がある。
	手続き	運営懇談会の意見を聴く。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護	要介護	
	年齢	60歳以上	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室	
	床面積	9.3～14.4㎡	9.3～14.4㎡	
	トイレ	なし	なし	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用	敷金	70,000円	70,000円	
月額費用の合計		92,000円	92,000円	
家賃	家賃	35,000円	35,000円	
	サービス費用(介護保険外※)	食費	42,900円	42,900円
		共益費	8,000円	8,000円
		管理費	6,300円	6,300円
		光熱費	実費	実費
		介護保険外費用	(別添2)の通り	(別添2)の通り
備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。) ※有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)				

(利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣の家賃相場をもとに積算
敷金	家賃の 2ヶ月分
	解約時の対応 入居契約書の第13条に準ずる
前払金	全ての料金において、なし
食費	食材費、厨房管理費等(30日) 当日に欠食の連絡があった場合は、実際に食事を取った数を積算した金額(朝食330円・昼食550円・夕食550円で計算※全て税込)と月額料金を比較し、金額の低い方を支払うこととする。
共益費	利用する設備や施設の運営および維持するために要する費用
管理費	階段、廊下等の共用部分に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費、入居者に対する日常生活支援サービス等に係わる人件費
光熱費	入居者等が居室で使用する水道、電気の使用料及びこれに類する公共料金の居室内の使用分
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	(別添2)のとおり
その他のサービス利用料	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間 (償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	0 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	3 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	7 人
	8 5 歳以上	9 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	2 人
	要支援 2	0 人
	要介護 1	5 人
	要介護 2	2 人
	要介護 3	5 人
	要介護 4	5 人
入居期間別	6 か月未満	3 人
	6 か月以上 1 年未満	3 人
	1 年以上 5 年未満	5 人
	5 年以上 1 0 年未満	8 人
	1 0 年以上	0 人
喀痰吸引の必要な人 / 経管栄養の必要な人		0 人 / 人
入居者数		19 人

(入居者の属性)

性別	男性	6 人	女性	13 人	
男女比率	男性	32 %	女性	68 %	
入居率	100 %	平均年齢	82 歳	平均介護度	要介護 2.42

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0 人
	社会福祉施設	0 人
	医療機関	0 人
	死亡者	1 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例) 0 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例) 0 人

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		株式会社まごころ支援センター	
電話番号 / F A X		072-934-0068	/ 072-934-0068
対応している時間	平日	午前9時から午後6時	
	土曜	-	
	日曜・祝日	-	
定休日		土日祝祭日	
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		東大阪市福祉部指導監査室介護事業者課	
電話番号 / F A X		06-4309-3317	/ 06-4309-3848
対応している時間	平日	9:00~17:30	
定休日		土日祝祭日	
窓口の名称 (虐待の場合)		東大阪市福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課	
電話番号 / F A X		06-4309-3013	/ 06-4309-3814
対応している時間	平日	9:00~17:30	
定休日		土日祝祭日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損保
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応します。
事故対応及びその予防のための指針		あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱	
			実施日	令和 4年7月16日～
			結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	開示の方法	運営懇談会にて意見交換
			実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	開催頻度	年	2
			構成員	入居者、家族、施設長、職員	
		なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに、東大阪市個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 				
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びびどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり				
合致しない事項がある場合の内容	居室実有効面積および廊下幅が基準に満たない、耐火構造でない				
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	食堂等の共用空間を利用して利用者にとって豊かな生活の提供努力をすると共に、重いすの廊下通行の際には施設職員が補助することによりトラブルを回避する。			
不適合事項がある場合の入居者への説明	契約前に入居者に説明する。				
上記項目以外で合致しない事項	あり				
合致しない事項の内容	食堂面積および浴室数が基準に満たない				
代替措置等の内容	食事に関しては二部制を導入することで対応し、浴室については改修を検討する一方で、入居者数の制限も考えている				
不適合事項がある場合の入居者への説明	契約前に入居者に説明する。				